

第一次大戦前後における貝島一族会の事業展開

大谷, 秀樹
福岡海星女子学院高等学校

<https://doi.org/10.15017/13803>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 20, pp.47-73, 2005-02-28. 九州大学石炭研究資料センター
バージョン：
権利関係：

第一次大戦前後における貝島一族会の事業展開

大 谷 秀 樹

目 次

一 はじめに

二 貝島一族会の設定と貝島鉱業株式会社の投資活動

(一) 貝島一族会の設定

(二) 貝島鉱業株式会社の設立

(三) 鉱業合名会社からの引き継ぎ資産

(四) 鉱業株式会社への鉱区投資

(五) 鉱業株式会社の証券投資

三 「一族会預り金」勘定に見る一族会の事業活動

(一) 預り金勘定の性格

(二) 一族会の鉱工業投資

(三) 貝島家の農地所有

四 一族会による貝島商業株式会社の設立

(一) 委託販売制度の変遷

(二) 「石炭売上金」勘定に見る自家販売への転換

(三) 貝島商業株式会社及び貝島合名会社の設立

五 おわりに

一 はじめに

貝島家の事業体である貝島鉱業合名会社（以下、鉱業合名会社と称す）の炭坑経営については、かつて同社の『総勘定元帳』の分析により、資金調達・資金運用・石炭販売に限って若干の考察を試みた。¹そこで明らかになったことは、同社は、明治三〇年代に三井物産会社の前貸制度的な支配のもとで一定の資本蓄積に成功し、資金的には自立の基礎を整えていた。しかし、販売面においては、石炭市場への対応の遅れから依

然として産出炭の販売を三井物産会社に委託せざるを得ない状況下に
あったため、事業活動全体においてはなお三井物産会社の支配から脱却
できなかった。鉱業合名会社が三井物産会社の前貸制度的な支配から一
個の産業資本として自立し、事業活動に対する経営権を回復するため
は、石炭販売権を三井物産会社から奪還することが必須条件であった。
本稿は、この鉱業合名会社（後に鉱業株式会社に改組）の事業展開の最
重要課題である自家販売の確立過程を中心として、その背後にある貝島
一族会の事業活動の有機的な展開に迫ろうとするものである。

今回の分析資料は、鉱業合名会社が貝島鉱業株式会社（以下、鉱業株
式会社と称す）に改組した明治四十二年一月から、大正九年一月まで
の『総勘定元帳』である。貝島家（貝島一族会）が貝島商業株式会社（以
下、商業株式会社と称す）を創立して自家販売を開始するのが大正八年
一月であるので、ひとまず大正九年までを分析対象とした。可能なら
ば、その後の自家販売活動の展開までを視野に入れるべきなのであるが、
商業株式会社の『総勘定元帳』をよむと見ることができないので打ち切
らざるを得なかった。しかし、資金調達の近代化と販売権の確保が産業
資本としての確立を意味しているとするならば、さしあたり本稿の課題
に即していると思われる。

なお、分析方法が『総勘定元帳』の諸勘定を通して金額的に把握する
というもので、諸勘定の摘要欄記載事項や、数字の集計を用いた叙
述が中心となる。また、それだけに、浅い分析になってしまっているこ
とも、やむを得なかった。

二 貝島一族会の設定と貝島鉱業株式会社の投資活動

（一）貝島一族会の設定

明治四十二年一月、貝島家では、家産の保全と家業の統制を目的とし
て「貝島家家憲」及び諸規則を制定した。²「貝島家家憲」は、まず「貝島一
族」の範囲を「貝島九家」としたうえで、貝島太助家を宗家、第六太郎
家・嘉藏家を本家、太助の嫡子以外の子弟及び創業期に病死した文兵衛
の相続者を連家と格付けし、この家格に応じて家産や家業に対する持分
権利を規定した。ただし、次の史料から明らかのように、一族の中心で
あった貝島太助は、家憲制定を前にして持株権利者を貝島四家に限ろう
としていた。

史料 1

謹啓時下益々御健勝ニ被為涉候趣奉恭賀候、然ハ私義当地ニ於テ
養生罷在候処追々快方ニ相向ヒ申候間乍憚御放念被成下度奉願候、扱
弊家々憲制定ニ付テハ御静養ノ折柄ヲモ不顧毎々御高慮相煩シ候段恐
縮ノ至リニ奉存候、今回又尊命ニ随ヒ栄三郎等両名上京為致候間親シ
ク御懇諭被成下候ハ、難有仕合ニ奉存候、就テハ愚考仕候ニ家憲施行
ノ際持株権利者ノ多数ニ涉リ候トキハ将来其権義ニ関シ兎角種種ノ故
障ヲ生シ易キ虞モ有之候様被存候ニ付後日右様ノ憂ヲ除キ候ニハ寧口
少数ノ者即チ当初ノ四名ニ限り置キ候方可然乎トモ奉存候、尚其他ノ
者ハ家憲規定ノ條款ヲ遵奉スル上ハ其族戚関係ノ深淺ニ依リ相当ノ額
ヲ定メ毎年限利益金ノ内ヨリ幾分ツ、ノ分配ヲ為ス事ニ致シ右四名ノ者
ニ於テ規約致シ置キ候ハ、家憲運用上ノ弊害ヲ醸出致候事モ無之ト奉

存候、此義宜敷御賢慮奉煩度一重ニ奉願上候、尚委細ノ義ハ愚息等へ
 申含メ置キ候間御聞取被成下度奉願上候、右得御意度如此御座候、恐
 惶謹言

明治四十一年十二月十九日

貝嶋太助

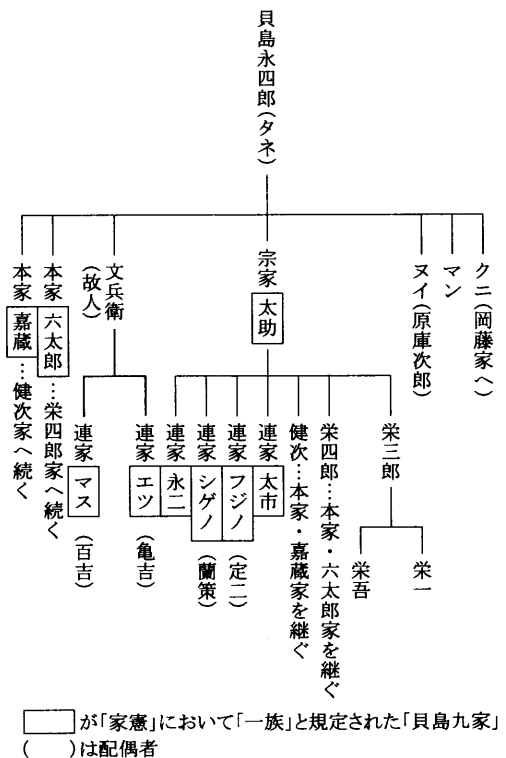
侯爵 井上 馨 殿

閣下

ここには、これまで鉱業合名会社の社員として事業にかかわり、財産を蓄積してきた貝島太助・六太郎・嘉蔵・太市の四名に、その持株権利を限定しようとする意思があらわれている。言い換えれば、これまで事業に直接のかかわりを持ってこなかったその他の一族が家憲の規定によって事業や財産の所有者に加わることが、一族間の紛争に発展しかねないことを太助が配慮してのことであった。しかし、彼の上申は聞き入れられず、「貝島家憲」では、「貝島九家」が家産と家業を共同所有することとなった。そして、この「貝島九家」の意思決定機関として宗家の貝島太助を会長とする「貝島一族会」を設定し、「貝島九家」には議決事項に対する投票権が与えられた。この「貝島家憲」は翌年一月から実施された。

このように「貝島家憲」は、一族の家産と家業に対する意思決定権が「貝島九家」にあることを規定している。しかし、「貝島九家」が家産や家業に対する持株権利を保持してはいるものの、『総勘定元帳』で見限り、「貝島九家」のすべてが事業経営に参加しているわけではない。実際に参加しているのは、宗家の貝島太助家、本家の貝島六太郎家・貝島

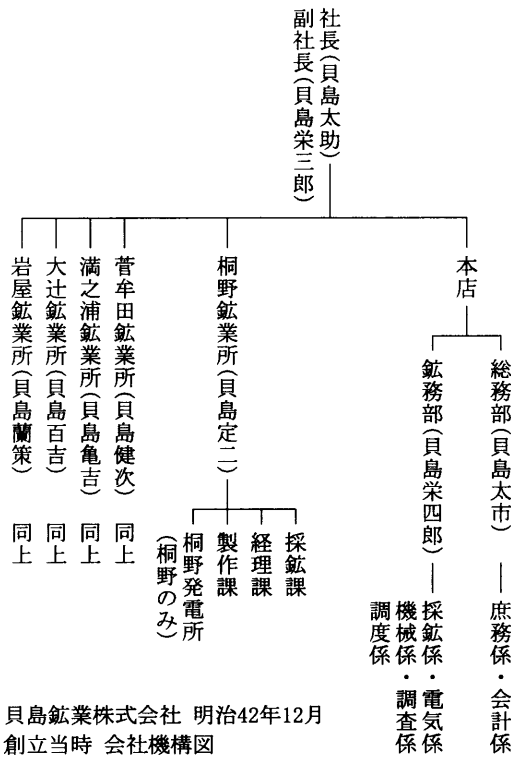
図1. 貝島一族略系図



嘉蔵家、連家の貝島太市家の四家である。この四家は、鉱業合名会社時代以降、社員(取締役)として貝島家の事業の運営を担当してきており、鉱業株式会社に改組されてからも、表1「役員一覧表」に示したように、引き続きその戸主または嫡子が業務を執行している。したがって実質的に、事業経営に参加したのはこの四家であり、他の五家から鉱業株式会社の取締役・監査役に就任したことはない。貝島一族会は貝島九家で構成しているものの、事業活動の主体となったのは貝島四家に限られていたのである。従って、現実には貝島太助の当初の意思が反映されたと見ることができ。むしろ、一族以外でありながら取締役に就任した中根寿、同じく監査役に就任した峠延吉が、各々財務会計と商務を担当する人物として注目される。中根寿は、札幌農大出身、博多株式取引所理事、

明治三六年頃より鉱業合名会社の商務と会計を担当してきた。一方、峠延吉は貝島太市と同じ東京高等商業出身で、東京海上、大日本麦酒の職歴を持ち、明治三九年頃より貝島との関係が生じ、株式会社改組とともに監査役となり、さらに取締役商務部長となった。三井との関係よりはむしろ貝島太市との関係で入社したものではないかと推察される。

図2. 会社機構図



(二) 貝島鉱業株式会社の設立

明治四二年一月一日、貝島一族会は貝島鉱業株式会社を設立した。資本金二五〇万円は、貝島九家と同社重役四人で出資した。出資比率は、貝島四家の割合が大きく、他の五家の割合は小さい。また、重役四人の持分は名目上のものに過ぎない。同社の定款に重役の株式保有が規定されているためである。さらに、同社の定款では取締役会の承諾を得ない

株式の譲渡質入れを禁止している。したがって、株式会社とは言っても、実体は貝島家の一族会社であり、一族共有財産の持株権利を反映した企業形態に過ぎなかった。³⁾ なお、表2の当初の「案」では、監査役に渡辺林太郎(渡辺壮兵衛次男)を予定していたが、最終的に削除された。渡辺家(吉柳家)からは三男の定二が連家フジノ家に入っている。

(三) 鉱業合名会社からの引き継ぎ資産

鉱業株式会社は、明治四二年一月三〇日に清算した鉱業合名会社の鉱区などの固定資産を一括して譲り受けた。その詳細を表3「資産表」に見ると次の通りである。鉱区については、鉱業合名会社からの引き継ぎ鉱区は二〇〇万円であるが、清算後に残っていた鉱区四六万六三三三円を同社から購入して、合計二四六万六三三三円となった。一方、流動資産のうち有価証券は、約四〇万円を社員・一族へ分配したので、引き継ぎ額は少なく、残額の五万九二〇〇円を同社から購入する形で計上した。⁴⁾ 三井銀行当座預金五〇万余円は、貝島鉱業合名会社の清算直前に事業拡張積立金と相殺する形で社員が引き出していたものを改めて預けなおしたものである。これは、貝島太助外一五名からの増資払込金五〇万円に相当する。したがって、鉱業株式会社の資産は、鉱業合名会社の資産約三一〇万円を引き継いだものと言うことができるが、鉱業合名会社の資産のうち、鉱業株式会社へ引き継いだ資産以外にもかなりの資産が一族のもとに事業資金として留保されたこと、その額は従来の配当金まで含めるとかなりの額にのぼることに留意しておきたい。⁵⁾

(四) 鉱業株式会社の鉱区投資

表4「鉱区代金明細表」によつて、新たに買い入れた鉱区を見てみよう。鉱業合名会社から購入した四六万余円の鉱区のうち岩屋鉱区二六万余円は、柚ノ木原鉱区の採掘終了にともない、これに代わるものとして獲得した鉱区である。吉隈鉱区一三万余円は、嘉穂郡大分鉱区の接続鉱区である。満之浦鉱区五万余円の買い入れも増区である。宗像郡池田鉱区一万余円、田川郡中元寺鉱区一千余円など、その後の獲得鉱区は小鉱区が多い。したがつて、この時期には新規の鉱区投資はほとんど見られず、鉱業株式会社の鉱区の拡大は、在来の基礎鉱区の増区に止まっていたのである。ただし、明治四四年七月に鞍手郡宮田村から香井田村・勝野村におよぶ合計七六万四一九三坪の鉱区を中野徳次郎から五八万円で購入したのは、同人所有の大ノ浦深部鉱区の採掘権を譲り受けて、後の菅牟田三坑大堅坑の開削に備えたものとして重要である。これは、貝島太助が最後の事業遺産として四年がかりで息子たちに残していったものであった。次の史料には、病に犯され始めていた貝島太助がこの鉱区の獲得の仕事を最後に引退しようとしていた気持ちが表れている。貝島は山際永吾を仲に立てて中野徳次郎から同鉱区を買収しようとしているのであるが、値段の点で折り合いがつかず、結局四年後の譲渡となった。

史料2

拜啓向暑之候益御多祥奉恭賀候、然者過般滯京中ハ欠敬之段奉多謝候、其際御咄申上置候中野君所有鞍手郡大之浦坑深部坑区之一件帰県後中野君ト会合仕候ニ付同君ニ対シ前記坑区之事ハ予テ山際氏へ交渉相托シ候処君ト小生トハ平素懇意之間柄ニモ有之却テ県地ニテ直接

咄合相片付ケ候方得策ナラントノ山際氏ヨリノ御注意モ有之候ニ付此際譲受相談相付候モノナレバ代価ノ点ニ付テハ多少ノ奮発モ可致其返無擱君ノ意思ヲ泄サレ度或到底譲渡ノ意思ナキモノトスレバ経営ノ方針モ之ニ依リテ相立テサルベカラサル次第有之(略)御了知ノ通り小生モ今回病氣ノ為メ一段落相片付ケ俸共へ業務一切相譲リ候旨ニ付可相成ハ此際右等ノ關係(中野氏所有大之浦深部鉱区譲受問題)相片付ノ上ニテ相譲度希望ニ御座候、中野君ヨリハ種々御面倒ノ事モ可申上候得共可相成ハ円満之局相結び度切望ニ御座候間よろしく御配慮被成下度奉願上候、先ハ右御願迄得貴意度如此御座候

明治四十年七月廿日

敬具

貝島太助

山際永吾殿

(貝島七十年誌資料「社長往復書類」)

この他、大正七年九月大分鉱区の計上は、鉱業株式会社への改組時に一族会が所有するところとなつていたものを、大戦景気に際して会社名義にもどして再開発に乗り出したものであるが、大分坑の採掘はこのときも一時的なものに過ぎなかつた。したがつて、鉱業株式会社としての鉱区投資は、量的な拡大よりもむしろ質的な拡充の方向へ向かつていたと見るべきである。なお、一族会による鉱区所有は大分鉱区・上穂波鉱区・北波多鉱区などがあるが、いずれも後に分析する「一族会預り金」勘定における鉱区税支払いを通じて間接的に瞥見できるのみである。しかし、鉱業会社所有鉱区以外に一族による鉱区所有が見られることに注意しておきたい。これらの鉱区は、未開発に等しいものではあるが、石

炭の需要が高まれば、鉱業株式会社の経営に移されて開発される可能性を持っていた。このように、鉱区を株式会社資産にしたり、一族会の資産にしたりすることを繰り返していることには、何らかの意図がありそうである。

(五) 鉱業株式会社の証券投資

次に、表5「有価証券明細表」によつて、同社の有価証券投資を見てみよう。前に述べたように創立時に計上した五万九二〇〇円の有価証券は、すべて鉱業合名会社から購入したものである。その後、明治四三年五月に戸畑鑄物株式会社に第一回株式払込金合計七万円を拠出した。言うまでもなく、戸畑鑄物株式会社は、明治四三年六月に鮎川義介が中心となつて東京藤田・貝島・久原・三井の各家が資金を拠出して設立した日産自動車の母胎の一つの会社である。大正六年に井上侯爵家に代わつて貝島家顧問代理に就任する鮎川義介は、貝島一族会の事業経営に大きな影響を及ぼし始めていたので、その義弟にあたる貝島太市が、事業経営の一線から退いた太助に代わつて、連家であるにもかかわらず貝島一族の実質的な総帥として、貝島としては多額の出資を決断した。株式名義人としての払込金額の割合が増加して本家と並んだのはその現れである。戸畑鑄物株式会社は、翌四四年一月にも二万四〇〇〇円を払い込んで、合計九万四〇〇〇円となり、この時期の株式投資の大半を占めた。ところが、明治四四年五月に、有価証券一五万八四五〇円すべてが「一族会預り金」と相殺する形で一族会に買収された。その後、会社所有の有価証券が計上されるのは大戦景気の時期である。大正五年九月に、三井銀行手形にて九五万円を借り入れて「一族会預り金」を返却し、それ

を一族会が久原鉱業株式九五万円の払い込みに充てた。そして九月に改めてこの株式を会社持ちとした。翌六年三月にも三井銀行手形・住友銀行手形にて借り入れて久原鉱業株式二五万円を払い込んだ。一月にも一二万五〇〇〇円を払い込んで合計一三二万五〇〇〇円となったが、この株式はすべて大正七年一二月に再び一族会へ売却した。このように、有価証券と預り金とを見合勘定として有価証券を会社名義にしたり一族会の所有にする操作をくり返すのは、鉱区の所有権移転の場合と類似している。あるいは税金対策かも知れないが、それ以上に、鉱業会社の投資活動の背後に一族会という事業主体の存在が見えてくる。貝島家の財産保全と事業経営の中心はもはや鉱業株式会社にあるのではなく、その後存在する貝島一族会にあり、鉱業株式会社は一つの事業部門に過ぎなくなつていたのである。

三 「一族会預り金」勘定に見る一族会の事業活動

(一) 預り金勘定の性格

鉱業合名会社及び鉱業株式会社の『総勘定元帳』には、一貫して「預り金」または「一族会勘定」がある。「預り金」勘定は、従業員からの預り金の入金も処理するが、重要なのは社員・一族への給与や配当金の預りである。給与は会社から貝島太助以下の社員が受けた月給などであるが、配当金は同社の社員配当金だけでなく、貝島各家が所有している有価証券からの配当金も入金している。「一族会」勘定として分離独立してからは、この勘定は一族会の事業を収益の面から表すことになる。また、これらの勘定から貝島各家の家政費やその他の共同事業の費用を拠出し

た残額は、会社内に滞留して第二の資本ともいふべき役割を果たしている。

(二) 一族会の鉱工業投資

一族会は、粕屋鉱区・大分上穂波北古賀吉隈鉱区・柚之木原北多久鉱区・北波多鉱区を所有していることが「預り金」勘定で知られる。それは、この勘定から鉱区税や地域への支払金を一族会が負担しているからである。このうち、粕屋鉱区は貝島六太郎家の個人所有である。柚之木原鉱区は、明治四三年から一族会が鉱区税を納める一方で斤先金を徴収している。大分鉱区は、鉱業株式会社改組時に会社所有から切り離して一族会の鉱区とし、一族会が試掘などの開発を続けていた。大正七年九月に至って「預り金」勘定との見合で再び会社鉱区に編入し、以後大正八年から一一年まで出炭した。このように、特定鉱区を会社経営から分離したり直轄化したりすることを繰り返す方式は、「預り金」勘定という一族会からのある種の出資金を見合い勘定としておこなっているのであり、ここにも一族会が後の貝島合名会社（持ち株会社）につながる必然性を見ることができるといえる。

次に、表6「一族会保有株式配当金受取状況」によって一族会による他会社への投資活動を見てみよう（この表は払込金・買収金・配当金の記入から拾い上げたものであるから無配当のときには保有が確かめられていない）。まず、鉱業関係の会社への投資は、鉱業株式会社以外に杵島炭坑への出資がある。杵島炭坑は三井系の炭坑であるところから、鉱業合名会社時代から宗家の太助家が保有してきたものであるが、明治四三年下期に最終配当となった。大正五年九月、久原鉱業株九五万円の払

い込みは、前に触れたように、鉱業関係会社への投資というよりも、一族会と鮎川義介との関係から取得したものである。創業者貝島太助が亡くなる大正五年一月以降は鮎川義介との姻戚関係を土台に鉱業株式会社総務部長貝島太市が中心となって戸畑鑄物会社や久原鉱業会社と貝島一族会との資金的な繋がりを強めていったのである。直方電灯会社株など電気事業への出資は明治末年に一時的に見られる。また、大戦期には電鉄株への出資が認められる。しかし、いずれも積極的な投資とは言い難いものである。

(三) 貝島家の農地所有

貝島家の事業経営の特色の一つに、一族による田畑山林の所有がある。貝島家は、太助の父である貝島永四郎の時代から田地を所有したことはなく、石炭稼ぎ等で日々の生計をたてる家柄であったが、太助・六太郎・嘉蔵兄弟の代になって膨大な田畑山林土地を所有することになった。表7「貝島各家財産」は、彼らの鉱業合名会社が日露戦争を契機に莫大な利益を収めた後に所有した貝島宗家・本家の田畑山林宅地を示したものである。これは、明治四〇年頃、鉱業合名会社時代に貝島鉱山病院を改めて設立するときに社員三名の財産所有状況を報告したものである。このうち、田地は現在の直方市の頓野・感田・下境、鞍手町、宮田町、嘉穂町など、貝島会社の本社・鉱業所周辺に所有している。土地は直方市中心部の殿町・多賀町・津田町にあり、殿町には後に本社の職員住宅が建ち並ぶことになる。それにしても、この三家をあわせて九〇町歩の田地所有とは驚くべき面積であるが、必ずしも鉱業所の所在地ではないので鉱害田を買い上げたものばかりではない。しかし、地主への上昇転

化を志向したとも考えにくいので、おそらく坑夫への食糧供給の目的もあつて所有したものと考えられる。

表8 「一族会による玄米等の配給状況」は、太助家・六太郎家・嘉蔵家が鉱業株式会社の調度課（用度課）へ売却した玄米である。これも『総勘定元帳』から拾い上げたものであるが、桐野鉱業所・菅牟田鉱業所・満之浦鉱業所・大辻鉱業所直営の売店に恒常的にまとまった米が直方から遙々送り届けられている。また、六太郎家が大辻坑へ売却した杉丸太は、同家が所有していた植え付け山林二五〇町歩からの切り出した材木と思われる。坑業用材木の不足に伴うものであろうか。いずれにしても、一族会が所有した財産は、炭坑経営のために集中的に活用されたと言つて良い。

四 一族会による貝島商業株式会社の設立

(一) 委託販売制度の変遷

鉱業合名会社の採掘炭の販売は、一時的に三井物産の販売力が及ばない炭種についての他売があつたものの、明治三五年以降は一部の地売りを除いて、ほぼすべてを三井物産へ委託してきた。⁶⁾ この一手委託販売制度は株式会社改組後も継続していたが、明治四四年七月に三井物産側は、これを前提としたうえで、同じように一手委託販売制度で取り扱ってきた麻生炭、三井鉱山炭を混炭して販売するプール計算制度を貝島に提示してきた。この新しい制度は、各坑主の産出炭を標準価格で買い取り、一括して販売することによって生じた損益を、各坑主からの廻着炭量に比例して分割するものであつた。この提案に対し、貝島・麻生側から販

売手数料率や損益分担法をめぐる異論がでたが、結局物産側に押し切られる形で、翌八月に四者間で次のような約定書が交わされた。⁷⁾

史料3 プール計算規約

第七條、三井関係炭礦主ト三井物産株式会社ト間ニ石炭販売上ニ関シ密接ナル共同利害關係ヲ確立シ以テ斯業ノ發展ヲ期スル為メプール計算法ヲ設ク

第八條、前條ノ目的ヲ執行スル為メ各關係者ハ代表者ヲ撰定シ業務

上ニ関シ協商ヲナシ常ニ意思ノ疎通ヲ計ルモノトス

第九條、プール計算ニ入ルヘキ石炭ノ種類左ノ如シ

一、貝島鉱業株式会社ニ属スル大ノ浦三尺炭、大ノ浦五尺炭、満ノ浦炭、大辻炭、岩屋炭

二、麻生商店ニ属スル芳雄炭、豆田炭、上三緒（綱分）炭

三、三井合名会社ニ属スル田川炭、伊田炭、山野炭、本洞炭

第四條、三井物産株式会社ハ前條各種炭毎年ノ採掘予想額ニ基キ其基本価格ヲ前年拾壹月末日迄ニ各坑主ト協定スヘシ

但其結果ハ各坑主ニ通知スルモノトス

第五條、商売上ノ必要アル時ハ三井物産株式会社ハ前記以外ニ石炭ノ買付ヲ為スコト得、但買付炭全部ハ其買付値段ヲ基本価格トシテプール計算ニ入ルヘキモノトス

第六條、三井物産株式会社ハ常ニプール計算ニ属スル諸勘定ヲ分別明瞭ニ為シ置クヘク各坑主代表者ハ何時ニテモ關係書類帳簿ヲ閲覧スルコトヲ得ヘシ

第七條、石炭販売ノ方法並ニ販売価格ノ決定ハ総テ三井物産株式会

社二一任スヘシ

但各約定成立シタル時ハ価格、数量、期限ヲ各關係代表者ニ通知スルモノトス

第八条、品質斤量並ニ違約ヨリ生スル責任ハ全然プールの計算ニ入ルヘキモノナルヲ以テ各坑主ハ相互注意シテ質量ノ改善並ニ契約ノ履行ヲ図ルヘシ

第九条、石炭売上代金ノ回収不能ノ場合ニ生スル損失ハ不可抗力ニ因ル場合ヲ除クノ外三井物産株式会社之力責ニ任ス

第拾条、プールの手数料トシテ基本総価格ノ百分ノ参ヲ三井物産株式会社ニ支払フヘシ

第拾壹条、プールの計算ニ於テ生スル純益ハ其式分ノ参ヲ三井物産株式会社ニ交付シ残額ヲ各坑主（第五条臨時買付炭ニ対シテハ三井物産株式会社ヲ一坑主ト見ナス）着炭高二比例シテ分配スヘシ

第拾貳条、プールの計算ニ於テ損失ヲ醸セル場合ハ損失金全部ヲ前条後半ノ方法ニ依リ各坑主之ヲ分担スヘシ

第拾参条、プールの計算ノ決算ハ毎年四月及拾月ノ半季毎ニ之ヲ為ス

第拾四条、プールハ三井物産株式会社トノ間ニ貸借勘定ヲ開キ其借入金中ヨリ各坑主ニ対シ基本価格ニ依リ算出シタル毎月ノ着炭代金ヲ超過セサル範囲内ニ於テ仮払ヲ為スヘシ

前項貸借利子ハ其当時ニ於ケル銀行日歩ニ依ルヘク其收支ハ固ヨリプールの計算ニ入ルヘシ

第拾五条、プールの計算ニ関スル詳細ノ會計法ハ別ニ之ヲ定ム

右規約ハ明治四拾五年壹月壹日ヨリ実施スルコトニ同意シ記名調印ノ上各正本壹通ヲ保有スルモノ也

明治四拾四年八月拾四日

福岡県鞍手郡直方町大字直方六百拾四番地
貝島鉱業株式会社専務取締役
社長 貝島太助 (印)

福岡県嘉穂郡飯塚町大字立岩貳百拾四番地
麻生商店
店主 麻生太吉 (印)

東京市日本橋区駿河町老番地
三井合名会社鈺山部
代表社員 三井三郎助 (印)

東京市日本橋区駿河町老番地
三井物産株式会社
取締役社長 三井八郎次郎 (印)

約定内容は、前年一一月に基本価格を協定しておき、その価格で当該年の各坑主の産出炭をすべて買い取り（但し、雑炭を除く）、これを「三井炭」と称して一括販売する、そして得た利益の半分は三井物産が受け取るが、損失を生じた場合には坑主側のみが負担する、また各坑主は販売手数料として三井物産へ基本価格の3%を支払うというものであった。

この「プールの計算規約」は、明治四五年一月から実施されたが、問題の焦点であった損益分担法については、大正三年四月の「プールの計算規定」によって次のように改められた。

史料4 プール計算規定(大正参年四月改正)

(第一條から第十條までは同文。但し第三條二項に牛限炭を追加、第四條の但書を削除)

第十一條、プール計算ニ於テ生ズル毎季純益ハ左ノ方法ニヨリテ処分ス

一、積立金トシテ十分ノ三ヲ控除スル事

二、三井物産株式会社取扱報酬トシテ十分ノ三ヲ分配スル事

三、残り十分ノ四ヲ各礦主着炭高二比例シテ分配スル事

第十二條、前条積立金ハ不時ノ損失填補又ハ利益擁護ノ為メノ必要資金等ニ充ツルモノニシテ最高金額ヲ百万円ニ定ム

積立金ニ対スル持分ハ毎季各鉱主着炭高二依り定ム

第十三條、積立金百万円ニ達シタル後ノ毎季利益分配ハ左ノ方法ニ

依ル

一、三井物産株式会社取扱報酬トシテ拾分ノ参ヲ分配スル事

二、残り拾分ノ七ヲ各鉱主着炭高二比例シテ分配スル事

第十四條、毎季決算ニシテ基本価格以上僅ニ超過シ又ハ其以下ニ

低下スル事アルモプール礦主ニ利益アル場合ニシテ三井物産株式会社ノ功勞ヲ認ムル時ハ相当ノ報酬ヲ三井物産株式会社ニ贈付スルモノトス

第十五條、プール計算ニ於テ損失ヲ生シタル時ハ積立金ヲ以テ填補

シ猶不足アル場合ハ各礦主着炭高二比例シテ之ヲ分担出金スベシ
毎季ノ利益又ハ損失ヲ繰越ス場合ニハ其金額ニ対スル各礦主分配額ヲ決定シ置クベシ

(第十六條、第十七條、第十八條は第拾参、第拾四條、第拾五條

と同文につき略す)

右規定ハ明治四拾五年壹月壹日ヨリ実施セシ処今般必要ヲ認め更ニ協議ノ上改正ヲ加ヘ大正三年上季ヨリ之ヲ実施スルコト(規定第五條買付炭既約定ノ分ハ前プール計算規定ニ依ルコト)ニ同意シ各自記名調印ノ上各老通ヲ保有スルモノナリ

大正参年四月八日 (署名捺印は略す)

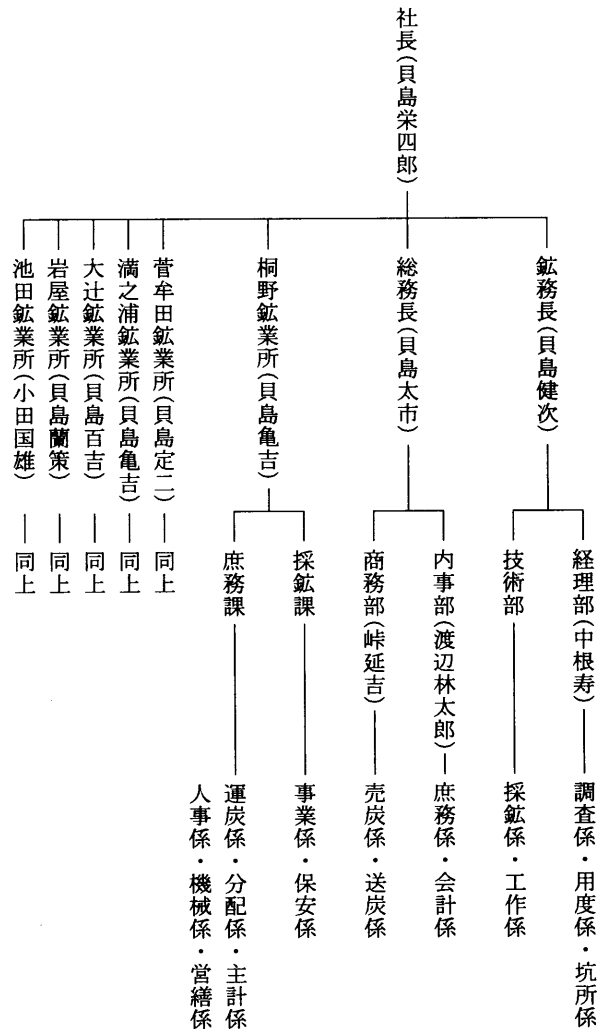
「プール計算規約」の第拾一條では、販売利益の半分を三井物産側が受け取ることになっていたが、それを一〇分の三に減少し、さらに他の一〇分の三を坑主の積立金として損失に備え(それが一〇〇万円を超えた場合には、超過分を三対七の割合で物産と坑主に分配する)、残り一〇分の四を各坑主着炭高二比例して分配することに改正した。これは、双方が取り分を減らして坑主側の損失負担に備えたとも解釈できる。炭価の低落が始まるなかでの弥縫策とでも言うべきものであるが、坑主側としてもそれだからこそ従わざるを得ないものでもあった。その予測通り、大正三年から五年にかけて炭価は低迷を続けた(表9「炭価表」)。大正三年下半期には、表10「プール炭損益金預り金勘定入出金高」に見られるように、かなりのプール損失金を計上しており、これが預り金勘定から支出されている。つまり、一族会の負担するところとなっている。大正四年から五年にかけてのプール炭利益金分配高も僅かである。もともと、この委託販売制度は不況期にこそ有利な販売促進方法であり、また国外向けに有利なものであるが、それが利益を計上しなくなってきたつあった。

このような状況の中で、鉱業株式会社の経営を転換する出来事がたて

続けに起こった。貝島一族の命運を握ってきた井上馨と貝島太助が大正四年と大正五年一月に相次いで死亡したこと、そしてその立場を引き継ぐ顧問代理鮎川義介および常務取締役・総務長貝島太市の就任である。大正五年一二月の組織変更を図3に見ると、長男の貝島栄三郎亡きあと次男の貝島栄四郎が一応社長の座についてはいるが、そのもとで三男貝島健次と四男貝島太市が、常務取締役・常務取締役・常務取締役に就任して重要ポストを分け合っている。彼らの中には経理部長の中根寿、商務部長の峠延吉がいた。しかも、この新体制のスタートに合わせたかのように、大正六年から炭価が急激な上昇を始めた(表9「炭価表」)。

このような市況の好転と経営陣の交替は、鉱業合名会社の経営方針、特に石炭販売方法に大きな変化をもたらすことになる。大正六年八月、鉱業株式会社はプール販売制度からの脱退を表明した。麻生も同様の意向であったため、もはやこの制度の意味がなくなり解消された。もつとも解消後も委託販売制度そのものは継続することを「覚書」の形で貝島太市が確約している。しかし、そのなかで、同社は三井物産取扱高の17%までを、物産の販売と衝突しない限り、直接販売することができるとを物産に承認させた。

図3. 大正5年12月組織変更



史料5 覚書

貝島鉱業株式会社常務取締役貝島太市ト、三井物産株式会社常務取締役福井菊三郎トノ間ニ、貝島家経営ノ石炭販売ニ付、左ノ通り協定相互快諾セリ

第一 貝島ハ一意三井ニ信賴シ貝島ガ従来三井ニ販売ヲ委託シタル石炭ノ一手取扱ヲ、今後モ三井ニ委託シ三井ハ誠心誠意貝島ノ利益ヲ擁護シ、専心有利ニ之レガ販売ノ任ニ当ルコト
但貝島ハ、自己ガ特種ノ關係ヲ有スル得意先及石炭取引上三井ト衝突セサル直接需要者ニ直接販売スルコトヲ得、其数量ハ毎年三

井ガ取扱フヘキ貝島炭総高ノ壹割七分ヲ超ヘサルコト

第二 天災不可抗力其他已ムヲ得サル事故ノ為メニ、貝島ガ採掘スル

石炭ノ数量暴減シタル時ハ、三井取扱、貝島取扱数量ヲ按分比例

ニテ減少スルモノトス

第三 貝島ハ前記一手販売手数料トシテ、個々約定ノ實際ノ売渡直段

ヨリ運賃諸掛ヲ差引キタル純手取、即チ若松貨車着直段ニ対シテ

三分ヲ三井ニ支払フコト

第四 販売直段ハ個々ノ約定ニ対シ、予シメ貝島ノ承認ヲ經ルコト

第五 運賃保険料為替並諸掛ハ引合ノ都度三井ヨリ其計算ヲ提示シ、

左ノ三方法ノ一ヲ貝島ニ於テ選択スルコト

イ 三井提示ノ予算ヲ以テ、三井ニ之ヲ引受ケシムルコト

ロ 三井提示ノ予算ヲ以テ、貝島三井ノ共通計算トナスコト

ハ 全然貝島ノ危険ト費用ト於テスルコト

第六 三井ニ於テ貝島炭ト他炭トノ混交ヲナシ、若クハ他炭ニ貝島炭

ノ名義ヲ使用スルコトハ、一切之ヲナサザルコト

但万已ムコトヲ得サル場合ニ於テハ、貝島ノ承認ヲ得ルコトヲ要

ス

第七 石炭ノ出納、運賃、諸掛ヲ常ニ明瞭ナラシムル為メ、三井ニ於

テハ貝島炭ノ帳簿ヲ他炭ト區別シ、何時ニテモ貝島若クハ其代表

者ニ示シ、之レガ説明ヲナスヘキコト

第八 石炭ノ品質及斤量ニ関シテハ、貝島ニ於テ責任ヲ有スルコト

第九 石炭ノ売揚代金回収ニ対シテハ、三井其責ニ任スルコト

以上

大正六年八月十五日

貝島鉱業株式会社

貝島太市 (印)

三井物産株式会社

(社印)

常務取締役

福井菊三郎 (印)

(二)石炭売上金勘定に見る自家販売への転換

表11「売上代金明細表」は、鉱業株式会社創立時から第一次大戦後までの、三井物産委託販売炭の取扱高とそれ以外の販売先への売上代金を一覽表にしたものである。大正六年八月の「覚書」の交換以降、三井物産各店以下の自売先の数と売上高が急激に増加しているのが判明する。大正八年上期まで、物産の取扱高も増加しているのが、それを上回る割合で自売が拡大していることを取扱比率が示している。しかも、それは良質炭である大ノ浦炭にも及んできている。もはや、下等炭を小口の需要者に地売りする程度のもではなく、明らかに関西・瀬戸内地方を中心とした国内市場へ直接に売り込みを開始したのである。そして、大正八年一月に貝島商業株式会社が販売を開始すると、物産への委託炭の販売に影響が開始されたため、物産側は戦後恐慌が襲ってきたのを機会に、鉱業会社の石炭を全部三井物産が取り扱うか、もしくは貝島側で販売するかの二者択一を迫った。このとき、貝島太市は強い意志をもって独立自売を決定し、大正九年八月、明治二四年以来三〇年間続いてきた三井と貝島との関係を、同年下期をもって絶つことになった。同時に中根寿は経営陣のなかから姿を消した。

(三) 貝島商業株式会社及び貝島合名会社の設立

貝島商業株式会社は、数年間に及ぶ国内市場の拡大の結果として設立された。しかし、それは同時に今後の一族会の事業展開の命運を左右するものでもあった。それだけに、一族会がこれにかけた資金は莫大なものであった。やや複雑になるが、それを表12「資本・負債表」「利益金処分計算書」に見ると次のようである。まず、一族会は、大正七年一二月に久原鋳業株一三二万五〇〇〇円を一族会預り金と相殺する形で買収していたが、これが商業会社の設立資金になったかどうかは明らかではない。しかし、同期の別途積立金六七〇万円と大正八上期利益金のうちの二六〇万円の合計額九三〇万円は株主配当金に計上された。そのうち四三〇万円は、一族会預り金勘定に留保された後、同年一〇月二四日に貝島宗家用金として約四〇万円を、二五日には二五〇万円を一族会として引き出し、残額約一四〇万円は同時に設立した貝島合名会社に引き継いだ。一族会が引き出した二五〇万円は一〇月二八日に設立される貝島商業会社の払込資本金と同額であるため、同社の創立資金になったと推察される。また、株主配当金残額の五〇〇万円は貝島鋳業株式会社の増資払込金と同額であるため、一族株主が払い込んだものと考えられる。こうして、大戦末期から大戦後にかけて得られた莫大な利益金（積立金）は、大正八年一〇月二八日に設立した（設立登記は一月三日）貝島商業株式会社、貝島合名会社の設立資金になった。そして、貝島商業株式会社が鋳業株式会社の石炭を販売し、貝島合名会社が一族会に代わって事業の統括をすすめていく体制がスタートした。

五 おわりに

以上述べてきたところを要約すると次のようになる。貝島家では、日露戦後期において、それまでに蓄積した財産の保全と家業の統制を目的として、「貝島家憲」を制定した。「貝島家憲」は、貝島一族を「貝島九家」としたうえで、貝島家の財産とその家業が貝島一族の共同所有であることを明確にし、それに対する持分権利を確定した。この「貝島一族」の意思決定機関である「貝島一族会」は、共有財産の処分や家業の統制に関する事項を取り扱うものであるが、実際に家業である石炭業を経営した家は、貝島太助家、貝島六太郎家、貝島嘉蔵家、貝島太市家の四家であることに変わりなかった。この貝島一族の内部関係は貝島鋳業株式会社に具現化している。同社は、「貝島家憲」で規定した九家の持分権利に応じて出資をする形を採り、同社が九家の共同所有であることを明確にした。増資分は、他の五家の持分に相当した。この増資は、その五家を同社の所有者に加えるためのものであった。しかし、同社の経営においては、五家は除外され、取締役就任したのはさきの四家に限られていた。五家は株式配当を得るだけの存在に過ぎなかったのである。むしろ、三井との関係が深い中根寿と商務担当の峠延吉の共存がその後の展開を予想させるものであった。

こうして設立された貝島鋳業株式会社の資産は、それまでの貝島鋳業合名会社の資産をほぼそのまま引き継いだものであった。鋳区は大之浦・大辻・岩屋鋳区を基礎とし、後に大之浦鋳区を拡張して深部採掘の方向に向かった。その他の鋳区は、嘉穂郡、田川郡、宗像郡の鋳区であるが、同社の直営で経営がおこなわれることは少なく、「貝島一族会」の

保有であった。次に、同社の有価証券所有は、鉱業合名会社から購入したものが僅かにあったが、後に貝島太市と鮎川義介との関係から、戸畑鑄物株式会社の株式や久原鉱業株式会社の株式を取得した。しかし、これらの株式の会社所有の期間は一時的に過ぎず、むしろ、本来「貝島一族会」が所有すべきものを形式的に会社所有にしたものであった。こうして、鉱区所有にしても、株式所有にしても、鉱業株式会社の背後にある「貝島一族会」の存在が大きくクローズアップされてくるのである。

この「貝島一族会」の存在と活動は、鉱業合名会社の『総勘定元帳』の「一族会預り金」勘定に垣間見ることができる。鉱業株式会社への出資のほかに、さきの粕屋鉱区、大分鉱区、柚木原鉱区などの所有と経営があり、これらは直営代替方式を採用することによって鉱業株式会社の事業活動を補完する役割を担った。また、その他の出資としては、三井系の杵島炭坑への出資や、鮎川義介との関係から戸畑鑄物会社、久原鉱業会社への出資、電鉄株の購入などがあるが、いずれも積極的に事業の拡大を図ったものではなく、三井および鮎川との関係を強化することを通じて、鉱業株式会社、ひいては「貝島一族会」の事業活動を側面からバックアップするものであった。貝島家の農地所有も鉱業株式会社の事業との関連で捉えることができる。これによって、大之浦炭坑および大辻炭坑で働く労働者へ販売する主食は、地元の家業に依存することなく供給することができたのである。

こうして、鉱業株式会社の背後に「貝島一族会」が存在して、同社の事業活動を側面から援助していく形ができあがっていき、これが最終的に貝島商業株式会社と貝島合名会社の設立に結びつくことになる。鉱業会社の石炭販売は永く三井物産会社の手に委ねられてきたが、プール計

算制度の導入を契機として、両者の間に利害の対立が深まった。大戦中には、むしろ「貝島一族会」がプール損失金を負担することとなった。そうした状況の中で永く貝島の事業経営を決定づけてきた井上馨と貝島太助とが相次いで他界した。これにかわって、太助四男の貝島太市が、鮎川義介との姻戚関係を抛り所として貝島一族の総帥としての地位を固め、大戦末期に一部自家販売を物産に認めさせた。その結果、鉱業会社若松出張所の石炭販売額が徐々に増加する反面、三井物産の同社炭取扱比率が低下していき、いよいよ商業会社の設立が日程に上ってきた。大戦景気が絶頂期を迎えた頃、「貝島一族会」は、鉱業株式会社の「一族会預り金」の大半を別途積立金に変更し、これと利益金を合わせた額の一部を商業会社の設立資金として払い込み、残りを鉱業株式会社の増資と貝島合名会社の設立資金につぎ込んだ。こうして、鉱業株式会社は、商業株式会社という独自の販売機関を持つこととなる一方、貝島合名会社の傘下に置かれることになるのである。

注

- (1) 大谷秀樹「創立期貝島鉱業合名会社の資金調達と石炭販売」(西日本文化協会「福岡県地域史研究」No. 18 二〇〇〇年三月)。および、同「貝島鉱業合名会社『総勘定元帳』に見る財務構造の変化」(九州大学石炭研究資料センター「エネルギー史研究」No. 18 二〇〇三年三月)。
- (2) 貝島家の家憲については、畠山秀樹「貝島家の家憲」(大分大学経済論集第三七巻第一号 一九八五年五月)を参照。
- (3) 改組の理由については、永江眞夫「一九一〇年代における貝島石炭業経

営の展開」(地方金融史研究会「地方金融史研究」第一八号 一九八七年三月)、畠中茂朗「貝島の財閥化過程における企業統治と事業活動の展開」(九州大学石炭研究資料センター「エネルギー史研究」No.18号 二〇〇三年三月)で触れられている。畠中氏は株式会社「家憲」に規定した持株権利の分割に適合した会社形態であったことその他に、税法上の利点があったことを指摘されているが、ここではもうひとつ有限責任制の採用ということを強調しておきたい。明治四十二年一月二十四日に起こった貝島大ノ浦桐野二坑のガス爆発事故は、炭坑経営のリスクの大きさを改めて思い知らせたはずである。

(4) 前掲拙稿「創立期貝島鉱業合名会社の資金調達と石炭販売」および、「貝島鉱業合名会社『総勘定元帳』に見る財務構造の変化」

(5) 前掲拙稿「貝島鉱業合名会社『総勘定元帳』に見る財務構造の変化」二二二頁。

(6) 三井物産による貝島炭の全坑一手販売制度の確立については、大谷秀樹「創立期貝島鉱業合名会社の資金調達と石炭販売」を参照。

(7) プール販売制度については、松元宏「石炭販売プール制の成立とその経過」(三井文庫論叢第一一号 一九七七年)を参照。

(8) ただし、「石炭売上金」勘定には、大正九年の三井物産取扱い炭は計上されてはいない。実際の取扱いは大正八年一〇月までである。

表1 役員一覧表

	M42年	M43年	M44年	T1年	T2年	T3年	T4年	T5年	T6年	T7年	T8年	T9年
貝島太助	12/1								11/1 死亡			
貝島栄三郎	12/1	9/18			3/31 死亡							
中根寿	12/1											10/18
貝島栄四郎	12/1							11/29				10/18
貝島嘉蔵	12/1	9/18										10/18
金子辰三郎	12/1	9/18				9/17						
貝島六太郎	12/1	9/18						11/29				10/18
鯉延吉	12/1	9/18										10/18
原田勝太郎	12/1	9/18										
渡辺林太郎							6/1	11/29				
貝島健次								11/29				10/18
貝島太市								11/29				10/18

社長 取締役 - - - 監査役

出典：貝島七十年誌資料

表2 貝島鋳業株式会社 株主所有株数

家 格	株主人名	一族内の続柄	所有株数	各家合計	備 考
宗 家	貝島太助 イノ 栄三郎 ハナ 栄一 栄吾	太助妻	2,000		
		太助長男	100		
		栄三郎妻	17,000		
		栄三郎長男	100		
		栄三郎二男	500	19,850	
本 家	貝島六太郎 トモ 栄四郎 イソノ 栄子	太助次弟	1,000		
		六太郎妻	100		
		太助二男養子	7,000		
		栄四郎妻	100	8,530	
本 家	貝島嘉蔵 ヒロ 健次 タケ	太助三弟	1,000		
		嘉蔵妻	100		
		太助三男養子	5,730		
		健次妻	100	6,930	
連 家	貝島太市 フシ	太助四男 太市妻	4,300 100	4,400	鮎川義介 妹
連 家	貝島亀吉 エツ	太助長弟文兵衛養子 文兵衛長女	2,300 100	2,400	
連 家	貝島定二 フジノ	太助養子 定二妻 太助長女	2,300 100	2,400	渡辺壮兵衛三男
連 家	貝島永二	太助五男	2,000	2,000	
連 家	貝島百吉 マス	太助長弟文兵衛養子 文兵衛二女	1,500 100	1,600	
連 家	貝島シゲノ	太助二女	1,600	1,600	
貝島鋳業(株) 取締役 取締役 取締役 監査役 監査役	原田勝太郎 金子辰三郎 中根 寿 峠 延吉 渡辺林太郎	太助妻イノ弟	70 70 70 40 40		渡辺壮兵衛二男 渡辺(吉柳) 壮兵 衛はM41.7.死亡
合 計			50,000		1株 50円

注：この計画案は額面金額などに変更が加えられたが、資本金額や持株比率はほとんどかわっていない。

出典：「株主人名簿(案)」 「重役氏名簿(案)」

単位：円 円未満四捨五入

T4. 6. 30	T4. 12. 31	T5. 6. 30	T5. 12. 31	T6. 6. 30	T6. 12. 31	T7. 6. 30	T7. 12. 31	T8. 6. 30	T8. 12. 31	T9. 6. 30	T9. 12. 31
3,056,836	3,157,837	3,181,733	3,172,302	3,230,503	3,229,375	3,204,415	3,557,748	3,557,748	貝島栄一外8名へ売却		
1,189,209	1,362,728	1,383,807	1,705,975	1,756,829	2,645,403	2,689,426	3,892,531	4,135,669	4,628,696	5,942,545	6,979,329
			101,397	101,613	102,388	114,035	499,046	495,912	852,763	各抗昨年仮払分振替	
4,414	3,902	5,063	10,397	13,717	46,742	85,977	167,587	195,757	581,227	合名会社へ振替	
0	0	0	950,000	1,200,000	1,325,000	1,325,000	一族会勘定と相殺	0	0	0	0
162,000	58,500	58,500	56,500	56,500	167,000	6,000	74,000	34,000	合名会社へ付戻し		0
36,729	38,489	44,807	56,014	177,574	231,180	137,592	36,345	6,433	2,670	4,835	2,039
77,635	133,581	80,366	貸方へ	123,051	貸方へ	1,370,765	1,010,506	321,065	0	0	0
				144,739	490,768	588,278	576,972	576,972	三井物産口座へ転記		0
				407,616	407,616	609,909	1,183,243	871,026	474,359	822,650	
				3,859	貸方へ			110,734	0	0	0
81,645	87,290	97,584	100,500	94,600	67,000	701,100	451,100	1,851,100	114,000	44,116	4,048
								1,059,000	200,000	400,000	250,000
								420,000	250,000	200,000	130,000
								390,000	250,000	160,000	80,000
133,963	34,970	161,200	3,611	457,433	24,071	312,379	292,908	152,741	212,967	6,210	9,662
119,484	26,903	177,148	695	309,620	94,186	150,211	259,110	122,948	18,287	10,645	2,536
				5,762	2,432	2,432	8,473	2,502	2,502	3,985	408
1,143	553	129	182	4,328	4,318	6,209	2,299	2,327	2,356	2,392	2,430
31,790	27,123	33,668	1,388	18,235	47,235	23,843		49,893	43,321	26,212	32,697
								57,413	1,766	6,737	3,250
1,403	209	364	238	10,391	9,697	7,300	4,426	25,766	13,310	23,004	15,543
23,131	29,160	21,747	22,769	20,725	62,821	23,749	107,052	101,504	43,497	50,552	47,495
817	992	979	297	730	1,079	477	1,330	50,426	31,406	34,361	10,204
11,325	7,263	6,126	24,885	37,914	111,926	70,208	57,700	1,062	686	562	291
								53,863	53,843	86,033	
								1,793,532	3,306,378	1,760,214	
								682,453			
								2,500,000	2,500,000	2,500,000	
4,931,524	4,969,500	5,254,042	6,207,150	7,645,744	8,779,028	11,169,965	11,918,871	15,544,269	12,569,101	13,250,736	12,738,829

表4 鉱区代金明細表

	大之浦大辻鉱区代	岩屋鉱区代	吉隈鉱区代	池田鉱区代	中元寺鉱区代	大分鉱区代	年度末合計残高
M42.12.1 大之浦大辻鉱区引受分	1,758,062						
M42.12.1 満之浦鉱区引受分	153,728						
M42.12.1 高江鉱区引受分	88,209						
M42.12.1 満之浦鉱区買入代	53,945						
M42.12.1 岩屋鉱区買入代		266,363					
M42.12.1 吉隈鉱区買入代			130,000				
M42.12.1 池田鉱区買入代				16,056			2,466,363
M43.5.31 岩屋鉱区代		33,637					2,500,000
M43.12.31 高江鉱区償却残額	△ 69,501						2,430,499
M44.6.30 高江鉱区43年度償却高	△ 18,708						2,411,791
M44.7.24 中野徳次郎より買収代	580,000						
雑費	14,780						
M44.11.14 古河鉱業所へ大之浦鉱区売却	△ 100,000						
雑費	529						2,907,100
M45.1.19 堀三太郎より勝野香井田鉱区買入	22,000						
M45.6.25 香井田鉱区買入	3,650						2,932,750
T1.12.31 異動なし							2,932,750
T2.6.30 異動なし							2,932,750
T2.12.31 勝野村鉱区買入代	18,000						2,950,750
T3.上 大倉組より香井田村鉱区買収	29,665						
T3.上 大辻鉱区買収(半額)	26,968						
T3.上 遺賢鉱区買収	3,350						
雑費	100						
T3.上 遺賢試掘鉱区買収	1,350						3,012,183
T3.下 大辻鉱区買収(半額)	26,968						3,039,151
T4.上 遺賢郡木屋瀬町試掘鉱区買収代	8,000						
T4.上 佐賀県相知村4鉱区買収代		9,685					3,056,836
T4.下 佐賀県松浦鉱区代		7,119					
T4.下 佐賀県相知村鉱区代		3,557					
T4.下 岩屋鉱区代		6,595					
T4.下 平山鉱区代		77,000					
T4.下 相知村試掘鉱区代		1,445					
T4.下 佐賀県探掘存録		4,285					
T4.下 宮ノ浦鉱区代		1,000					3,157,837
T5.上 遺賢郡香月村鉱区買収代	2,696						
T5.上 相知村鉱区買収代		11,000					
T5.上 相知村鉱区買収代		10,200					3,181,733
T5.下 中元寺鉱区代					1,260		
T5.下 大之浦売渡分	△ 10,691						3,172,302
T6.上 嘉穂郡大分村鉱区買収代						13,201	
T6.上 嘉穂郡内野村・上穂波村鉱区買収代						45,000	3,230,503
T6.下 嘉穂郡上穂波村鉱区買収代						20,397	
T6.下 佐藤商店へ大辻鉱区三尺層一部売却	△ 50,000						
T6.下 鉱区代 貝島蘭葉送り		18,000					
T6.下 相知三委鉱区179500坪		8,975					
T6.下 藤田平馬より岩屋鉱区買収代		1,500					3,229,375
T7.上 上穂波鉱区買収						9,200	
T7.上 鞍手郡笠松村鉱区売却	△ 34,160						3,204,415
T7.9.30 貝島栄一外8名より大分2鉱区買収						229,333	
T7.9.30 貝島栄一外8名より北吉隈鉱区買収						124,000	3,557,748
T8.上 異動なし							3,557,748
T8.9.11 探査249号上層炭探掘場買収			1,700				
T8.10.27 貝島栄一外8名へ全鉱区譲渡					△ 2,408,000		
T8.10.31 鉱区売却につき償却金振替					△ 1,151,448		0

出典：貝島鉱業株式会社【総勘定元帳】

表3 資産表

	M42.12.1	M43.5.31	M43.12.31	M44.6.30	M44.12.31	M45.6.30	T1.12.31	T2.6.30	T2.12.31	T3.6.30	T3.12.31
固定資産											
坑区代金	2,466,363	2,500,000	2,430,499	2,411,791	2,907,100	2,932,750	2,932,750	2,932,750	2,950,750	3,012,183	3,039,151
機械費		24,886	62,363	72,153	140,604						
土地代金		12,122	14,567	14,567	21,148						
起業費						422,283	585,101	609,113	654,293	886,611	1,067,115
起業費仮払金											
二島設備費											
倉庫品		6,310	4,966	5,042	3,448	4,087	4,058	3,278	2,372	8,434	7,437
流動資産											
有価証券	59,200	133,100	134,450	0	0	0	0	0	0	0	0
貸金	9,378	4,378	108,242	77,121	67,000	57,000	44,000	28,000	20,000	12,000	112,000
仮払金	3,112	3,098	991	5,024	6,549	34,785	14,134	23,761	19,349	92,668	55,042
三井物産炭代勘定		12,381	22,137	93,501	80,781	163,901	163,146	46,942	20,763	74,854	49,134
石炭売掛金											
貯債勘定											
鉱業所	6,459	21,252	21,331	15,304	振替						
若松出張所											
糧食分配所	69,108	0									
定期預金									255,067	54,746	92,723
三井銀行通知預金											
住友銀行通知預金											
第一銀行通知預金											
三井銀行乙口当座預金	509,298	160,175	2,044	142,550	85,850	43,316	1,431	319,740	15,505	301,566	147,068
住友銀行別口当座預金							1,436	194,563	41,188	173,886	93,714
三井銀行当座預金	17	4,537	1,417	4,847		1,000	16,374	387		8,659	
住友銀行当座預金						1,241	407	1,876	232	283	72
第一銀行当座預金	2,848		440	9,215	3,275			33,857	7,927	42,201	32,333
第一銀行当座預金											
鞍手銀行当座預金							30	2,542	3,630	1,927	297
福岡貯蓄銀行当座預金											
福岡貯蓄銀行当座預金											166
郵便振替貯金											
金銀勘定	3,853	1,609	3,939	2,602	3,442	2,924	8,597	11,372	4,325	13,547	10,287
預金											
商業会社											
未払込株金											
損失金		73,951	186,054	186,054							
合 計	3,129,636	2,957,799	2,993,440	3,039,771	3,319,197	3,664,753	3,775,874	4,209,269	3,991,771	4,683,565	4,706,539

注：「総勘定元帳」から各勘定残高を拾い上げたままなので、貸借合計金額に大きな違いはありますが、あえて修正はしなかった。なお、T8年以降は半期毎の決算に変更。
出典：貝島鉱業合名会社【総勘定元帳】

単位：円

T3.12.31	T4.6.30	T4.12.31	T5.6.30	T5.12.31	T6.6.30	T6.12.31	T7.6.30	T7.12.31	T8.6.30	T8.12.31	T9.6.30	T9.12.31
				950,000	1,200,000	1,325,000	1,325,000	一族会へ売却				
0	0	0	0	950,000	1,200,000	1,325,000	1,325,000	0	0	0	0	0

T4年上	T4年下	T5年上	T5年下	T6年上	T6年下	T7年上	T7年下	T8年上	T8年下	T9年上
										T8.10.31
										貝島合名会社へ引継ぎ
										払込
										売却新株払込
										払込12,500円
										売却
										95万円払込 (この間会社特) 132万5000円一族会が買取
										払込
										払込
										払込
										払込

単位：円

貝島嘉蔵財産		貝島各家合計	
種別	金額	種別	合計金額
有価証券	6,460	有価証券	31,610
農工銀行株98株	1,960		
小野田セメント株75株	4,500		
貸家	1,000	貸家	12,984
		直方町所有地10,428坪	136,748
田地31町5反1畝17歩附口933俵	41,985	田地90町2反8畝47歩	125,349
頓野6町3反1畝15分附口200俵			
感田15町2反9歩附口424俵			
今古賀3町2反7畝15歩附口111俵			
木守1町3反5歩附口42俵			
大分2町3反歩附口57俵7分			
下境3町4反2畝歩附口98俵2分			
合計	49,445	合計	306,691
外に直方土地2,080坪	—	外に宅地等24,425坪	—
外に宅地予定地2,648坪	—	外に植付山林250町歩	—

表5 有価証券残高明細表

	M42.12.1	M43.5.31	M43.12.31	M44.6.30	M44.12.31	M45.6.30	T1.12.31	T2.6.30	T2.12.31	T3.6.30
南滿州鉄道株式	買入 360	360	360	0						
堺セルロイド株式	買入 16,250	20,000	20,000	0						
日英水力電気株式	買入 5,000	5,000	5,000	0						
日英共同株式	買入 400	400	400	0						
九州鑛物製作所株式	買入 6,000	6,000	6,000	0						
合資会社幸袋製作所出資金	買入 2,500	2,500	2,500	0						
特別五歩利公債証券額面12200円	買入 11,590	11,590	11,590	0						
甲ろ号公債証券額面19000円	買入 17,100	17,100	17,100	0						
戸畑鑛物株式第1回払込金 貝島栄三郎名義		17,500	17,500	0						
同 貝島栄四郎名義		10,500	10,500	0						
同 貝島健次名義		10,500	10,500	0						
同 貝島太市名義		10,500	10,500	0						
同 貝島定二名義		3,500	3,500	0						
同 貝島龜吉名義		3,500	3,500	0						
同 貝島百吉名義		3,500	3,500	0						
同 中根寿名義		3,500	3,500	0						
同 金子辰三郎名義		3,500	3,500	0						
同 峠延吉名義		3,500	3,500	0						
蓬萊生命保険相互会社基金30口申込証換金		150	1,500	0						
久原鉱業株式払込金										
合 計	59,200	133,100	134,450	0	0	0	0	0	0	0

出典：貝島鉱業株式会社【総勘定元帳】

表6 一族会保有株式配当金受入状況

	M43年上	M43年下	M44年上	M44年下	M45年上	M45年下	T2年上	T2年下	T3年上	T3年下
杵島炭坑株	最終配当金入									
直方電灯会社株	売却123,926円									
小野田セメント株										
福岡農工銀行株										
若松電灯株	売却									
若松製港株										
日若座株										
南滿州鉄道株										
堺セルロイド会社株										
大阪織物会社株										
鞍手軌道株	払込									
戸畑鑛物株	払込									
九州電鉄株	買入15,000円									
博多電鉄株	払込1,500円									
北海道練乳株	払込2,000円									
南洋殖産株										
博多製紙株										
蓬萊生命基金										
久原鉱業株										
共保生命株										
九州板紙会社株										
中日実業会社株										
幸袋工作所株										
鞍手銀行株										
大正日々新聞株										

注：——は、一族会が当該株式を保有し、配当金を受け入れている期間を示す。

表7 貝島各家財産 (M40)

貝島太助財産		貝島六太郎財産	
種別	金額	種別	金額
有価証券	20,650	有価証券	4,500
杵島炭坑持分	8,700	小野田セメント株75株	4,500
農工銀行株205株	4,100		
博多瓦斯株200株	6,000		
軍事公債	1,850		
貸家	11,984		
直方町所有地10,428坪	136,748		
上原田1反3畝12歩	2,814		
東殿町1町8畝9歩	48,735		
西殿町1町1反9畝8歩	53,670		
多賀町4反8畝2歩	21,630		
北裏町1反7畝15歩	3,675		
杉土手1反4畝12歩	3,024		
津田町2反6畝20歩	3,200		
田地37町4反5畝18歩附口1,233俵	55,498	田地21町3反2畝12歩附口619俵	27,866
高田5反4畝9歩附口19俵		頓野13町4反9歩附口378俵2分5厘	
長谷5町4畝3歩附口176俵半		長尾1町3反1畝10歩附口38俵	
水町1町1反12歩附口38俵		阿惠5反1畝21歩附口15俵	
赤地4反3畝16歩附口13俵6分		鶴田2町7反4畝14歩	
下境2反1畝20歩附口8俵4分		龍徳8反6畝20歩附口25俵	
頓野1町6反2畝22歩附口57俵4分		南良津2町6反9畝歩附口78俵	
植木11町7反5畝8歩附口309俵5分		山崎1反4畝28歩附口5俵	
大隈13町6反1畝12歩附口495俵4分			
大分3町1反2畝6分附口115俵5分			
合計	224,880	合計	32,366
外に宅地用地18,773坪	—	外に直方宅地924坪	—
		外に植付山林250町歩	—

出典：貝島七十年誌資料「明治四十年 医局二関スル書類」

代 金	貝島嘉蔵家より売却高	代 金	宗家本家合計高	代 金
40円 604円	M43. 6. 26 玄米570俵 大辻 同 玄米161俵 桐野 同 玄米60俵 菅牟田	2,366円 661円 249円		3,654円 1,905円 889円 546円 1,280円 624円 133円
644円 610円	M44. 7. 6 玄米120俵 桐野坑へ売却	3,276円 702円		9,031円 2,112円 700円 824円 912円 907円
610円		702円		5,455円
910円 46円 2,548円 1,264円	M45. 3. 4 玄米150俵 大辻坑 M45. 7. 18 玄米150俵 桐野坑 M45. 8. 31 玄米280俵 大辻坑 同 玄米55俵 桐野坑 同 86俵 満之浦坑	975円 1,106円 2,156円 424円 662円		2,173円 2,112円 5,544円 2,528円 1,502円 960円 840円
4,768円 2,398円 166円	T2. 8. 9 玄米579俵 菅牟田坑 T2. 10. 24 玄米120俵 大辻坑	5,323円 4,024円 810円		15,659円 7,526円 2,236円 1,104円 1,088円 2,047円 1,224円
2,564円 2,680円	T3. 9. 2 玄米500俵 菅牟田坑 同 玄米313俵 桐野坑 T3. 9. 22 玄米15俵 菅牟田坑	4,834円 2,850円 1,784円 86円		15,225円 6,282円 2,536円 1,414円 2,100円
2,680円 320円 183円 389円	T4. 11. 9 玄米44石1斗 桐野売場 T4. 11. 19 玄米138俵 菅牟田坑 同 玄米2俵 菅牟田坑 同 玄米130俵 桐野坑 同 玄米10俵 桐野坑 同 玄米108俵 満之浦坑 同 玄米47俵 満之浦坑 同 玄米132俵 大辻坑 同 玄米7俵 大辻坑 同 玄米140俵 大辻坑	4,720円 473円 510円 9円 481円 43円 400円 202円 488円 30円 518円		12,332円 1,386円 1,287円 974円 1,057円 259円 781円 778円 1,950円 30円 518円
892円 450円 265円 688円 1,175円 73円 441円 11円 16円 9円 9円 10円 83円 5円	T5. 8. 26 玄米100俵 桐野坑 同 玄米50俵 桐野坑 同 玄米160俵 大辻坑 T5. 9. 6 玄米160俵 桐野坑 同 玄米130俵 桐野坑 同 玄米198俵 満之浦坑 同 玄米23俵 満之浦坑	3,154円 455円 265円 728円 728円 688円 901円 122円		9,020円 1,575円 1,200円 2,199円 2,686円 1,481円 2,030円 244円 124円 123円 47円 10円 83円 5円
3,235円 72円 785円 4円 1,157円 4円 83円 1,219円 6円	T6. 7. 27 玄米101俵 桐野坑 同 玄米68俵 桐野坑 T6. 7. 30 玄米75俵 桐野坑 同 玄米50俵 桐野坑 T6. 7. 31 玄米50俵 満之浦坑 同 玄米75俵 満之浦坑 同 玄米120俵 満之浦坑 同 玄米69俵 満之浦坑 同 玄米69俵 大辻坑 同 玄米100俵 大辻坑 同 玄米65俵 大辻坑 同 玄米124俵 大辻坑	3,887円 717円 568円 626円 355円 355円 626円 852円 576円 576円 710円 543円 880円		11,807円 2,209円 2,631円 721円 2,790円 1,495円 1,385円 2,185円 892円 1,712円 1,862円 549円 880円
3,330円 1,377円 1,377円 1,377円 979円 295円 251円 6円 10円 78円	T7. 5. 18 玄米150俵 菅牟田坑 同 玄米405俵 大辻坑 同 玄米60俵 桐野坑 同 玄米79俵 桐野坑 同 玄米9俵 桐野坑 同 玄米57俵 大辻坑 T7. 8. 12 玄米10俵 桐野坑 同 玄米17俵 桐野坑	7,384円 1,530円 4,131円 612円 685円 79円 581円 145円 210円		19,311円 4,253円 8,023円 3,462円 1,707円 374円 832円 151円 220円 78円
5,750円 1,747円	T8. 3. 20 玄米456俵 本社倉庫品に受入 同 玄米42俵 同 T8. 10. 9 玄米10俵 大辻坑	7,973円 7,182円 562円 195円		19,100円 12,907円 5,467円 2,402円 1,753円 147円 69円 57円 57円 57円
1,747円		7,939円		22,916円

表8 一族会による玄米等の配給状況

年 代	貝島太助家より売却高	代 金	貝島六太郎家より売却高
明治43年	M43. 7. 28 玄米320袋	1,248円	M43. 8. 22 玄米9俵 菅牟田坑へ売却
	M43. 7. 30 玄米160俵	640円	同 玄米151俵 同
	M43. 8. 7 玄米160俵	640円	
	同 玄米140俵	546円	
	M43. 8. 10 玄米320俵	1,280円	
	M43. 8. 17 玄米160俵 菅牟田坑へ売却	624円	
	M43. 11. 29 玄米29俵	133円	
	合 計	5,111円	合 計
明治44年	M44. 2. 23 玄米160俵 桐野坑へ売却	800円	M44. 3. 24 玄米115俵 菅牟田坑へ売却
	同 玄米140俵 大辻坑へ売却	700円	
	M44. 3. 17 玄米160俵 大辻坑へ売却	824円	
	M44. 5. 13 玄米160俵 桐野坑へ売却	912円	
	同 玄米160俵 満之浦坑へ売却	907円	
	合 計	4,143円	合 計
明治45年	M45. 1. 19 玄米48俵 満之浦坑へ売却	288円	M45. 2. 19 玄米140俵 大辻坑
	M45. 1. 26 玄米160俵 菅牟田坑へ売却	960円	同 玄米7俵 同
	M45. 1. 26 玄米140俵 大辻坑	840円	M45. 6. 15 玄米363俵98 菅牟田坑
	M45. 2. 10 玄米140俵 菅牟田坑	840円	M45. 7. 18 玄米140俵 桐野坑
	同 同	840円	
	同 玄米160俵 大辻坑	960円	
	同 玄米140俵 同	840円	
	合 計	5,568円	合 計
大正2年	T2. 7. 14 玄米160俵 桐野坑	1,104円	T2. 8. 9 玄米347俵2 菅牟田坑
	同 玄米180俵 満之浦坑	1,260円	T2. 9. 20 玄米24俵 菅牟田坑
	T2. 7. 29 玄米160俵 菅牟田坑	1,104円	
	同 玄米160俵 菅牟田坑	1,088円	
	同 玄米301俵 桐野坑	2,047円	
	同 玄米180俵 満之浦坑	1,224円	
	合 計	7,827円	合 計
大正3年	T3. 7. 22 玄米160俵 桐野坑	752円	T3. 9. 22 玄米505俵204 菅牟田坑
	同 玄米160俵 満之浦坑	752円	
	T3. 8. 8 玄米320俵 桐野坑	1,328円	
	同 玄米500俵 満之浦坑	2,100円	
	合 計	4,932円	合 計
大正4年	T4. 9. 29 玄米140袋 満之浦坑	593円	T4. 10. 19 玄米30石1斗8升 桐野坑
	同 玄米160袋 大辻坑	594円	同 玄米17石3斗2升5合 満之浦坑
	T4. 10. 14 玄米160袋 菅牟田坑	576円	T4. 10. 21 玄米36石7斗6升 菅牟田坑
	同 玄米160袋 桐野坑	576円	
	同 玄米60袋 満之浦坑	216円	
	同 玄米90袋 満之浦坑	381円	
	同 玄米160袋 大辻坑	576円	
	T4. 11. 19 玄米407俵 大辻売場へ	1,462円	
	合 計	4,974円	合 計
大正5年	T5. 8. 18 玄米130袋 桐野坑	670円	T5. 8. 24 玄米100袋 満之浦坑
	同 玄米130俵 満之浦坑	670円	同 玄米50袋 満之浦坑
	同 玄米180袋 満之浦坑	783円	T5. 8. 26 玄米130俵 満之浦坑
	同 玄米180袋 大辻坑	783円	T5. 9. 9 玄米258俵1斗1升 菅牟田坑
	T5. 8. 24 玄米160袋 大辻坑	720円	T5. 9. 12 玄米15俵 満之浦坑
	同 玄米130袋 大辻坑	688円	同 玄米97俵 満之浦坑
	T5. 8. 26 玄米21俵 桐野坑	111円	同 玄米2俵 菅牟田坑
	同 玄米24俵 桐野坑	108円	同 玄米4俵 菅牟田坑
	T5. 9. 30 玄米25俵 原田商店へ	114円	T5. 9. 30 杉丸太末3寸840本 大辻坑へ売却
	T5. 12. 31 菅牟田送り材木代会社と折半	38円	同 杉丸太末2寸5分128本 同
		同 杉丸太25尺末5寸2本 同	
		T5. 10. 6 杉丸太840本代大辻坑へ売却代追加	
		同 9月分杉丸太25尺1本代 同	
	合 計	4,685円	合 計
大正6年	T6. 8. 7 玄米200俵 桐野坑	1,420円	T6. 8. 23 玄米10俵 桐野坑
	同 玄米153俵 桐野坑	1,278円	同 玄米94俵 桐野坑
	同 玄米12俵2斗7升 桐野坑	91円	同 玄米端米1斗7升 桐野坑
	同 玄米153俵 満之浦坑	1,278円	T6. 9. 17 玄米164俵 菅牟田坑
	同 玄米160俵 大辻坑	1,136円	同 玄米2斗1升代 菅牟田坑
	同 玄米81俵 大辻坑	676円	同 玄米10俵 菅牟田坑
	同 玄米16俵 大辻坑	114円	T6. 11. 13 玄米167俵 菅牟田坑
	同 玄米43俵 大辻坑	310円	同 玄米2斗7升9合 菅牟田坑
	同 玄米160俵 満之浦坑	1,136円	
	同 玄米138俵 大辻坑	1,152円	
	同 玄米1台追加2斗7升5合 同	6円	
		合 計	8,597円
大正7年	T7. 3. 15 玄米160俵 菅牟田坑	1,346円	T7. 5. 7 玄米135俵 菅牟田坑
	同 玄米254俵 大辻坑	2,515円	同 玄米135俵 大辻坑
	同 玄米175俵 大辻坑	1,473円	T7. 5. 11 玄米135俵 大辻坑
	同 玄米5俵 大辻坑	43円	T7. 5. 18 玄米96俵 菅牟田坑
			同 玄米34俵 菅牟田坑
		同 玄米29俵 桐野坑	
		同 玄米2斗3升5合 桐野坑	
		T7. 5. 31 玄米1俵 菅牟田坑	
		同 玄米9俵 菅牟田坑	
	合 計	5,377円	合 計
大正8年	T8. 5. 8 小作米300袋 満之浦坑	3,978円	T8. 8. 26 奈良澤米104俵 菅牟田坑
	T8. 6. 30 玄米300俵 桐野坑	4,905円	
	T8. 7. 15 地米135袋 大辻坑	2,207円	
	同 地米19俵・5俵・99俵 大辻坑	1,753円	
	T8. 7. 18 小作米9俵 桐野坑	147円	
	同 小作米5俵 桐野坑	69円	
	T8. 8. 1 大正6年度 杉土手借地料	57円	
	大正7年度 杉土手借地料	57円	
	大正8年度 杉土手借地料	57円	
	合 計	13,230円	合 計

注：俵の容量は3斗4升5合の場合が多い。

出典：貝島鉱業株式会社『総勘定元帳』

表9 炭価表

貝島鉱業株式会社販売炭価

トン当たり単価

単位：円

期 間	大ノ浦	大 辻	岩 屋	池 田	大 分	平均炭価
第1期 M43年	3.779	3.383	3.199			3.639
第2期 M44年	3.815	* 7.663	3.524			4.187
第3期 T1年	3.731	3.230	3.483			3.605
第4期 T2年	3.849	3.388	3.601			3.717
第5期 T3年	4.612	4.193	4.283			4.481
第6期 T4年	4.189	3.563	4.032			4.017
第7期 T5年	3.982	3.332	3.592			3.783
第8期 T6年	5.980	5.325	5.417	6.050		5.751
第9期 T7年	12.102	10.814	14.154	5.227		12.068
第10期 T8年上	14.899	13.617	16.289	4.682	5.545	14.739
第11期 T8年下	15.649	16.015	16.693	10.226	1.400	15.840
第12期 T9年上	15.433	15.898	15.963	10.042	7.060	15.576
第13期 T9年下	14.063	12.154	14.576		7.000	13.720

出典：「貝島七十年誌資料」

* M44年の大辻炭価は原資料のままとした。

貝島商業株式会社販売炭価

トン当たり単価

単位：円

期 間	大之浦	大 辻	岩 屋	池 田	大 分	平均炭価
第1期 T8. 11～12	18.875	18.335	19.967	12.573	*	18.860
第2期 T9. 1～6	19.563	19.363	20.725		*	19.531
第3期 T9. 7～12	18.799	14.876	19.171		*	17.952

出典：「貝島七十年誌資料」

* 大分炭の販売は商業株式会社ではない。

単位：円 円未満四捨五入

T4. 6. 30	T4. 12. 31	T5. 6. 30	T5. 12. 31	T6. 6. 30	T6. 12. 31	T7. 6. 30	T7. 12. 31	T8. 6. 30	T8. 12. 31	T9. 6. 30	T9. 12. 31
2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
94,000	112,000	112,000	126,500	126,500	126,500	240,500	510,500	648,000	660,000	730,000	750,000
0	0	0	0	0	0	0	6,700,000				
661,481	748,919	748,919	851,323	851,323	978,928	978,928	1,089,435	1,151,524	0	0	0
175,085	266,861	266,861	378,979	378,979	552,409	552,409	804,360	938,497	1,094,445	1,205,300	1,423,780
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	398,525	250,524	預ヶ金勘定へ		
100,505	116,618	198,310	215,596	156,245	111,707	123,578	202,890	255,596	297,562	312,355	455,406
968,856	1,190,568	80,189	1,154,002	1,196,083	1,226,813	1,413,938	一部は預り金勘定に残存				
0	0	950,000	950,000	1,250,000	1,000,000	600,000	0	0	0	0	0
0	0	0	13,508	借方へ	22,479	借方へ	0	0	0	0	0
27,310	28,349	6,697	18,552	24,110	261,326	927,256	29,004	1,035,660	616,152	1,330,752	5,618
46,338	46,338	46,338	46,338	46,338	33,884	33,884	33,884	33,884	0	0	0
83,035	33,208	73,262	74,222	179,559	65,613	59,296	8,911	251,975	0	0	0
511	2,308		3,876		5,985	14,697	9,597	借方へ			
					257		7,417				
							7,804				
10,653	11,415	11,415	15,982	15,982	15,982	23,587	61,768	6,339	4,348	2,084	12,012
								9,300,000	170,000	0	255,000
4,667,774	5,056,584	4,993,991	6,348,878	6,725,119	6,901,883	7,468,073	12,364,095	16,371,999	12,842,507	13,580,491	12,901,816

単位：円

T4. 6. 30	T4. 12. 31	T5. 6. 30	T5. 12. 31	T6. 6. 30	T6. 12. 31	T7. 6. 30	T7. 12. 31	T8. 6. 30	T8. 12. 31	T9. 6. 30	T9. 12. 31
	305,762		289,067		2,275,885		5,363,891	2,748,171	223,009	1,377,737	284,528
	10,653		11,415		15,982		23,587	61,768	6,339	4,347	2,084
							1,800,000	6,700,000			
	316,415		300,482		2,291,867		7,187,478	9,509,939	229,348	1,382,084	287,012
	18,000		14,500		114,000		270,000	137,500	12,000	70,000	20,000
	275,000		260,000		300,000			9,300,000	170,000	50,000	255,000
	12,000		10,000		54,280		155,710	66,100	43,000	50,000	
	11,415		15,982		23,587		61,768	6,339	4,348	2,084	12,012
					1,800,000		6,700,000				
										1,260,000	
	316,415		300,482		2,291,867		7,187,478	9,509,939	229,348	1,382,084	287,012

表10 プール炭損益金「預り金」勘定入出金高

	T 3. 4. 30	T 3. 8. 27	T 4. 2. 1	T 4. 7. 31	T 5. 1. 25	T 5. 10. 7	T 5. 12. 30
T 2年分?	63,844						
T 3年上		25,740					
T 3年下			△ 65,438				
T 4年上				13,281			
同上追加				1,077			
T 4年下					4,075		
T 5年上						9,055	
同上追加						3,437	
T 5年度							△ 14,208

注：T 5年下期からは「石炭売上代金」勘定に繰入れ。

出典：貝島鉱業株式会社『総勘定元帳』

表12 資本・負債表

	M42. 12. 1	M43. 5. 31	M43. 12. 31	M44. 6. 30	M44. 12. 31	M45. 6. 30	T1. 12. 31	T2. 6. 30	T2. 12. 31	T3. 6. 30	T3. 12. 31
資本											
株金	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000
法定積立金	0	0	0	0	12,000	12,000	29,000	29,000	51,000	51,000	94,000
別途積立金	0	0	0	0	0	0	50,000	貝島一族会勘定へ付換え	0	0	0
鉱区償却積立金	0	0	135,860	117,152	254,194	254,194	399,977	399,977	565,261	565,261	661,481
起業費償却積立金	0	0	4,767	4,767	15,205	15,205	55,951	55,951	101,212	101,212	175,085
固定負債											
借入金					280,000	280,000	180,000	180,000	80,000	80,000	0
預り金	29,316	5,655	1,223	身元保証金勘定へ	0	0	0	0	0	0	0
身元保証金	16,088	17,319	18,778	19,833	24,013	23,234	27,864	32,090	45,364	69,917	87,328
貝島家一族会	369,906	298,173	255,230	32,533	176,024	182,587	313,299	550,066	745,378	645,737	1,184,403
流動負債											
仕掛手形		80,000	120,000	0	50,000	100,000	200,000	0	0	0	0
三井物産現代勘定	14,579	貸方へ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仮受金	107,509	38,070	23,278	33,839	29,203	30,618	27,848	60,320	43,104	27,023	28,653
滞資金	79,111	46,338	46,338	46,338	46,338	46,338	46,338	46,338	46,338	46,338	46,338
倉庫品	1,179										
商店貸借		34,110	24,596	37,259	58,385	164,866	45,060	69,900	4,621	162,979	30,563
若松出張所											
三井銀行当座預金	11,948				35				654		1,432
十七銀行当座預金	1	23,904				3,144	14,092		3,815		
鞍手銀行当座預金											
前期繰越金					4,218	4,218	4,580	4,580	5,940	5,940	10,653
未払配当金											
合 計	3,129,637	3,043,569	3,130,070	2,791,721	3,449,615	3,616,404	3,894,009	3,928,222	4,192,687	4,255,407	4,819,936

注：借方の資産額と合計金額が合致しないが、勘定残高をそのまま計上している。

出典：貝島鉱業株式会社「総勘定元帳」

利益金処分計算書

	M42. 12. 1	M43. 5. 31	M43. 12. 31	M44. 6. 30	M44. 12. 31	M45. 6. 30	T1. 12. 31	T2. 6. 30	T2. 12. 31	T3. 6. 30	T3. 12. 31
当期利益金			△ 186,054		134,818		225,862		320,860		725,713
前期繰越損益金							4,218		4,580		5,940
別途積立金									50,000		
合 計			△ 186,054		134,818		230,080		375,440		731,653
利益金処分											
法定積立金					12,000		17,000		22,000		43,000
株主配当金					112,000		150,000		335,000		650,000
賞 与					6,600		8,500		12,500		28,000
後期繰越金					4,218		4,580		5,940		10,653
別途積立金							50,000				
臨時賞与金											
合 計					134,818		230,080		375,440		731,653

出典：「貝島七十年誌資料」 各部提出社史原稿 経理関係 (1)

表11 売上代金明細表

販売先・販売銘柄	M43年上	M43年下	M44年上	M44年下	M45年上	M45年下	T 2年上	T 2年下	T 3年上	T 3年下
門司三井物産 大之浦炭	914,203	1,159,368	1,338,379	1,285,536	1,265,993	1,396,165	1,486,734	1,299,600	1,629,824	1,499,315
同 大辻炭	465,337	324,962	313,078	331,263	357,532	339,212	421,064	493,326	561,069	509,427
同 岩屋炭					138,424	156,671	156,626	179,827	217,641	271,274
同 大之浦炭大辻炭岩屋炭										
唐津三井物産 岩屋炭	36,396	83,931	89,934	120,121						
若松出張所 (大辻丸) 11月末残炭44273.96 商業会社売炭炭代 7.8.9月分訂正 有田窯業										
家島 大之浦炭										
伊東喜藏										
伊藤健輔										
内田商事会社 大之浦炭										
同 大辻炭										
海老名 大之浦炭							11,287	44,124	74,577	47,300
大島商店 大之浦炭									40,029	32,395
大橋商会 大之浦炭										
大藤 大之浦炭										
大藤万太郎 岩屋炭										
多木										
川原鉄工場 大之浦炭			164	1,536	2,102	1,383	1,081	1,115	2,643	2,253
河南										
川村鉄工場 大之浦炭										
久原商事 大之浦炭										
九州商船										
鞍手軌道会社 大之浦炭								1	333	465
呉海軍工廠										
桑野 大之浦炭					35					
郡是製紙 (郡是製糸)										
神戸桂屋										
小倉衛成病院 大之浦炭										
佐賀関 大之浦炭										
佐藤										
三友商会 大之浦炭										
山崎電気										
種原 大之浦炭										
下関 大之浦炭										
住友炭業所 住友製鋼所										
隅谷 大之浦炭										
関 大之浦炭										
泉南										
高島商店 大之浦・大辻・岩屋炭	781	4,864	5,510	4,723	5,704	4,701	5,353	4,534	5,948	4,724
高島										
大学納炭 大之浦炭								9,591	10,753	17,811
大学納炭 大辻炭		10,134	11,187	7,650	13,504	1,291	4,245	3,034	8,108	5,318
対馬 大之浦炭										
津田松助										
東洋製鉄										
東洋製氷会社 大之浦炭								644		
徳永商店 大之浦炭					8,683	864				
戸畑轉物会社 大之浦炭					155	2,198	3,208	4,099	5,504	8,006
巴組 (若)										
長医商会 (佐世保)										
長次										
西尾 大之浦炭										
西谷鉄工場 大之浦炭										
日本水産会社										
日本製鉄										
直方瓦斯会社 大之浦炭										61
進尾 大之浦炭										
藤田平馬 岩屋炭付廻										
豊州瓦斯会社 大之浦炭										
間宮 大之浦炭										
水ノ江										
三菱										
岩島煉瓦										
森田平吉 (若松瓦斯) 大之浦岩屋										
山下商店 大之浦炭									556	729
陸軍納炭 大之浦炭									209	
和田 大之浦炭	2,234			317	305	3,562	44,369	77,962	54,760	28,645
和田 大辻炭					673	6,318	26,761	7,817	10,885	1,573
桐野製作所渡炭	189	121	92	108						
貝島会社 大之浦炭										26
発電所燃料炭代 岩屋・桐野										
全坑燃料炭代										
大辻丸燃料炭運取費										
貝島家炭料炭	127	115	112	138	133	110	209	114	248	238
その他	327	67	862	5,431	197	682	1,461	6,429	5,555	7,064
池田地売炭 池田炭										
大辻二号炭										
5年度収入プール利益金										
同										
プール利益金 菅牟田										
同 桐野										
同 溝之浦										
同 大之浦										
同 大辻										
同 岩屋										
プール帆船運賃差金収入分										
合 計	1,419,594	1,583,562	1,759,318	1,765,661	1,787,692	1,922,894	2,175,505	2,134,140	2,638,228	2,424,939
三井物産取扱い比率	99.7%	99.0%	99.0%	98.4%	98.6%	98.4%	94.9%	92.4%	91.3%	94.0%
商業会社取扱い比率										

注：M43年8月の門司三井物産取扱い金額が合計額で記載されていたため、同年下期の数字は一部推測が含まれている。

出典：貝島鉱業株式会社『総勘定元帳』

注：

単位：円

T6. 6. 30	T6. 12. 31	T7. 6. 30	T7. 12. 31	T8. 6. 30	T8. 12. 31	T9. 6. 30	T9. 12. 31
0	0	100,000	0	300,000	0	0	0
0	0	550,000	300,000	1,200,000	0	0	0
47,500	0	0	0	0	0	0	0
18,400	25,000	12,400	12,400	12,400	1,900	42,116	4,048
20,000	20,000	30,000	30,000	30,000	8,500	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
8,700	22,000	8,700	8,700	8,700	3,600	2,000	0
			100,000	300,000	100,000	0	0
94,600	67,000	701,100	451,100	1,851,100	114,000	44,116	4,048

単位：円

M44. 12. 31	M45. 6. 30	T1. 12. 31	T2. 6. 30	T2. 12. 31	T3. 6. 30	T3. 12. 31
280,000	280,000	180,000	180,000	80,000	80,000	0

単位：円

T4. 6. 30	T4. 12. 31	T5. 6. 30	T5. 12. 31	T6. 6. 30	T6. 12. 31	T7. 6. 30	T7. 12. 31	T8. 6. 30	T8. 12. 31	T9. 6. 30	T9. 12. 31
0	0	950,000	950,000	1,100,000	650,000	600,000	0				
				150,000	350,000	0					
0	0	950,000	950,000	1,250,000	1,000,000	600,000	0	0	0	0	0

補助資料 1 定期預金残高明細表

	T2. 12. 31	T3. 6. 30	T3. 12. 31	T4. 6. 30	T4. 12. 31	T5. 6. 30	T5. 12. 31
住友銀行	125,067	14,746	22,723	27,513	18,050	0	0
三井銀行	130,000	0	0	0	0	0	0
嘉穂銀行		40,000	40,000	50,000	47,500	47,500	47,500
鞍手銀行			30,000	0	9,465	20,718	18,400
報徳銀行				2,458	10,601	19,676	20,000
十七銀行						6,790	6,700
貯蓄銀行				1,674	1,674	2,900	7,900
第一銀行							
合計	255,067	54,746	92,723	81,645	87,290	97,584	100,500

出典：貝島鋳業株式会社『総勘定元帳』

補助資料 2 借入金残高明細表

	M42. 12. 1	M43. 5. 31	M43. 12. 31	M44. 6. 30
中野徳次郎より鋳区買取代借入金				

出典：貝島鋳業株式会社『総勘定元帳』

補助資料 3 仕払手形残高明細表

	M42. 12. 1	M43. 5. 31	M43. 12. 31	M44. 6. 30	M44. 12. 31	M45. 6. 30	T1. 12. 31	T2. 6. 30	T2. 12. 31	T3. 6. 30	T3. 12. 31
三井銀行		80,000	120,000	0	50,000	100,000	200,000	0	0	0	0
住友銀行											
合計		80,000	120,000	0	50,000	100,000	200,000	0	0	0	0

出典：貝島鋳業株式会社『総勘定元帳』